

Ai Event 養成所 入所規約

「Ai Event 養成所 入所規約」（以下「本規約」という）とは、Ai Event が運営する養成所（以下「当養成所」という）が主催する芸能関連の各種講座等（以下「講座等」という）を受講する皆さん（以下「受講者」という）に対して、予め遵守を求める事項をまとめたものです。大切な内容を含みますので、受講者の皆さんは本規約の内容をよく読んで、その同意の上で当養成所の提供する講座等に臨むようにしてください。

第1条（提供サービス）

当養成所は、受講者に対し、「タレント／俳優 コース」「アイドル／歌手 コース」「アナウンサー／司会 コース」の各講座を提供し、各講座ともに、「研修生」「レッスン生」「プロ」の区分に分かれます。各講座の詳細は、別紙にて規定します。

講座名 区分	タレント／俳優 コース	アイドル／歌手 コース	アナウンサー／司会 コース
研修生	主に趣味や勉強のためのコースです。 どなたでも入会でき、いつでも任意に退会することができます。 段級制（10級～初段）となっており、定期的に行なわれる段級試験により、初段を取得することでレッスン生に編入することができます。 プロやレッスン生のような活躍の場はほとんどございませんが、エキストラ等での出演の機会があります。		
レッスン生	当養成所が、レッスンを受ければ活躍できる見込みがあると判断した方のためのコースです。 プロと同様 Ai Event が開催するイベントに出演できますが、プロ同様の出演の機会はありません。 レッスン生でありながら、他社からの依頼でイベント等に出演する頻度が高い方は、プロに編入される場合があります。		
プロ	当養成所が、すぐに活躍できる状態にあると判断した方のためのコースです。 当養成所との契約は、1年ごとに更新となり、レッスン費は無料となります。 定期的に行なわれる Ai Event が開催するイベントに出演することができます。 既に活動をしている人でスカウトされた方や、第一期生オーディションの最終オーディションで合格した方は、プロとして活動できます。		

第2条（入所の申込み方法と手続き）

当養成所への入所を希望する方は、下記の手続きを経て、入所いただくこととなります。

（※ 当養成所によるスカウトで入所される方は、別途のご案内となります。）

手続き	手続き内容
① 見学	当養成所におけるレッスンの見学を希望される方は、見学が可能です。
② オーディションへのエントリー	入所オーディションへのエントリーは随時可能です。 オーディションの内容は、別紙にてご案内いたします。 エントリーの際に、オーディション費用として金 8,000 円（税別）を納付していただきます。
② オーディション	オーディション（書類選考・第一次オーディション・投票オーディション・最終オーディション）を受けていただき、「研修生」「レッスン生」「プロ」の選別を行います。
③ 入学金等の納付	第3条規定の入学金及びレッスン費を納付していただきます。
④ レッスン開始	レッスン開始となります。

※ 第一期生オーディションは第4条参照

第3条（入学金及びレッスン費）

オーディション終了後、受講者は入学金及びレッスン費を、別途当養成所が指定する支払い方法及び所定の期限までにお支払いください。

		研修生	レッスン生	プロ
入 学 金		50,000 円	50,000 円	50,000 円
レ ッ ス ン 費	月払い	30,000 円／月	25,000 円／月	無 料
	年払い	30,000 円／年	250,000 円／年	

※ 通常価格です。第一期生オーディションを受けられる方は第4条参照

第4条（第一期生に対する優遇措置）

1. 第一期生オーディションに限り、第2条及び第3条の記載によらず、下記の手続き、レッスン費にて、入所いただくこととなります。詳細は別紙にてご案内いたします。

手続き	時期	手続き内容
①オーディション （第一次審査）	2022年6月1日～ 2022年8月15日	第一次審査は書類選考となります。期間中いつでも応募でき、随時合格発表を行います。
②オーディション （第二次審査）	2022年8月27日～ 2022年8月28日	第二次審査は面接選考となります、第一次審査に合格した方で、第二次審査を希望される方のみ、オーディション費用として金5,000円（税別）を納付していただきます。（第二次審査日当日に現金にて納付してください）
③入学金等の納付	2022年9月予定	レッスン生への登録後に公開オーディションに臨んでいただきますので、第3条規定の入学金及びレッスン費を納付していただきます。
④公開オーディション	2022年10月予定	公開オーディションは課題演技等の選考となります。第二次審査後、レッスン生に決定した方の中から公開オーディションに出場できる方を決定します。公開オーディションにて最優秀賞（*）を決定します。
⑤レッスン開始	2022年12月予定	レッスン開始となります。

*最優秀賞受賞者には別途規定する特典が受けられます。

*「時期」欄に記載の内容は変更される場合があります。

2. 第一期生オーディションで入所した方については、入学金は無料とします。
3. 第一期生「レッスン生」のレッスン費については、月払い20,000円/月、年払い200,000円/年とします。
4. 2022年6月1日から2022年6月20日までに応募した先着30名に限り、「研修生」「レッスン生」となった受講者のレッスン費につき、最初の2カ月間に限り、10,000円/2カ月とします。
5. 第一期生は、プロカメラマンによる撮影及び写真データをプレゼントします。
6. 第一期生は、1年以上所属しなければなりません。万が一、途中で退所した場合（但し、やむを得ない理由の場合は除く）は、既に受講済みのレッスン費との差額分をお支払いいただきます。

第5条（未成年者のエントリー及び入所）

未成年者の方がオーディションにエントリーされる際、及び当養成所に入所される場合には、必ず保護者の「同意書」をご提出いただいた上での各手続きとなります。

第6条（受講者の遵守義務）

受講者は、当養成所のレッスンを受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければなりません。

- ① 当養成所及び講師等の指示に従うこと
- ② 他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- ③ 講座等の内容及び当養成所が発行するテキスト類全般に含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法その他の情報、および講座等において提供される教材、書籍およびビデオ等の記録媒体、その他一切の著作物、ならびに、講座等で使用される一切の名称および標章（以下併せて「講義内容」という）についての著作権をはじめとした知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下本規約において同じ。）その他一切の権利は全て当養成所に帰属し、受講者は、これらの権利を侵害する行為を一切行ってはなりません。
- ④ 受講者は、当養成所の許可を得ずに、当養成所の名称または誤認を招く危険性のある類似の名称を用いて活動することはできません。
- ⑤ 受講者は、当養成所の許可を得ずに、講座等の録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、その内容を記録する行為をしてはなりません。

第7条（受講者情報の利用目的）

当養成所は、受講者の個人情報その他の情報については、当養成所の運営に必要な範囲内に限り利用するものとします。

第8条（返金・キャンセル規定）

当養成所への入所に関する契約が成立した後に、受講者の都合により入所をキャンセルする場合は、既にお支払いいただいた入学金及びレッスン費の返金はありませんので予めご了承ください。

第9条（講座等の中止・中断および変更）

当養成所は、講座等の運営上やむを得ない場合には、受講者に通知した上で、講座等の開催を中止または中断できるものとします。中止された場合や中断に伴い受講者から講座等のキャンセルの申し出があった場合には、当養成所は受領済みのレッスン費から実施済みの講座等の回数按分に沿って、未実施分の受講料金を返金します。

第10条（受講者資格の中断・取消）

受講者が以下の項目に該当する場合、当養成所は事前に通知することなく、直ちに受講者との間で締結した契約を解除し、当該受講者の受講者資格を停止、または将来に向かって失効させることができるものとします。また、前段に該当した場合、既にお支払いいただいた入学金及びレッスン費の返金はいりません。

- ① 入所申し込み時において、個人情報等について虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- ② 講座等において当該受講者が他の受講者に対して営利、またはその準備を目的とした行為、その他当養成所が別途禁止する行為を行った場合。
- ③ 講座等において当該受講者が宗教、ネットワークビジネス、その他勧誘行為を行った場合。
- ④ 受講者が本規約に違反し、当養成所からの是正指示に従わなかった場合。
- ⑤ 学校（義務教育に限られません）に通っている受講者が、学校や保護者に対して、レッスンや芸能の仕事があると虚偽の申告をして学校を休んだ場合。
- ⑥ その他、受講者として不適切と当養成所が判断した場合。

第11条（損害賠償）

1. 受講者が講座等において当養成所に対して損害を与えた場合には、当該受講者は、当養成所が被った一切の損害を賠償するものとします。
2. 受講者が講座等において、または講座等に起因して他の受講者その他の第三者から何らかの損害を被った場合でも、それが当養成所の故意または重過失に基づくものでない限り、当養成所は一切の責任を負わないことを予めご了承ください。

第12条（管轄裁判所）

本規約または講座等を巡る一切の紛争は、その訴額に応じて広島地方裁判所または東広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和4年6月1日
Ai Event 養成所

代表 植本優美